

パブリックコメントの結果公表

案件名	「藤枝地区交流センター条例案要綱」
<p>「藤枝市地区交流センター条例案要綱」に対し、ご意見をいただきありがとうございました。提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。</p>	

パブリックコメントの結果

(1) 意見提出者の数	4 人
(2) 提出された意見の数	6 件

意見の反映状況

(1) 反映した意見	2 件
(2) 既に盛り込み済みの意見	3 件
(3) 今後の参考とする意見	- 件
(4) 反映できない意見	1 件
(5) その他（質問含む）	- 件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	市民等、施設利用者の安全確保のため、公共施設においては、暴力団等の使用を禁止することをしっかりと明記した方がよい。	条例案要綱では、藤枝市暴力団排除条例に基づき、行政が管理する公共施設を利用して実施される事業が、暴力団を利用するものにならないように、6の使用の制限の(2)で明記していますが、より明確にするため、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団」という表現を追加しました。	反映した意見
2	これまでと同様に、低料金で利用できるようにしてほしい。 また、これまでと同様に趣味を活かした仲間づくりの講座などやっていただきたい。	条例案要綱では、これまでの「公民館・地区行政センター」の時の使用料と同じ料金設定としています。 また、これまでと同様に特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができますとしています。	既に盛り込み済みの意見
		条例案要綱では、3の事業の(3)で地区交流センターで行う事業を明記していますが、これまでと同様に、地域の特色に応じた生涯学習事業の講座を開設し、豊かな市民生活を支援し、住民の交流の場づくりを進めてまいります。	既に盛り込み済みの意見
	申請できる時期が記載されていない。 また、営利を目的とした利用者に占用されてしまわないか。しっかりと申請できる時期を記載した方がよい。	条例案要綱では、13の委任でこの条例の施行に関し必要な事項は別に定めるとしており、当該条例案要綱の施行規則の中で、これまでと同様に、「使用日の属する月前2か月から行うものとする。」と明記しております。	既に盛り込み済みの意見

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
3		<p>条例案要綱では、商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として使用する場合は、使用料を2倍とし、一般的に使用する地域活動団体等とは差別しています。</p> <p>また、申請できる時期について、当該条例案要綱の施行規則の中で、通常は、使用日の属する月前2か月から申請ができるとしていますが、商業宣伝若しくは営業又はその類似行為を目的として使用する場合には、「使用日の属する月前1か月から行うものとする」という表現を追加しました。</p>	反映した意見
4	<p>使用許可の制限について、恣意的な制限を行わせないため、「センターの管理上支障があると認めるとき」を「センターの管理上支障があると明白に認めるとき」と「明白」という言葉を入れるべき。</p>	<p>地区交流センターは、多くの市民の方に利用していただくための公共施設でありますので、使用許可を制限する場合には、止むを得ない管理上の支障が生じた場合を想定しており、あえて「明白に」という表現は必要がないと判断しました。</p>	反映できない意見